

持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制の整備を求める意見書

平成25年12月現在、我が国の雇用者数は5,583万人であり、働く者のうち約9割が雇用関係にある。2月の月例経済報告によると、「景気は緩やかに回復」し、「雇用情勢は着実に改善している」とされた。完全失業者数も43カ月連続で減少しており、経済成長とともに雇用の拡大傾向が見られる。

平成24年度の経済財政白書で示されているように、人口減少局面においても持続的成長の実現をめざす上で、「雇用・人材」は戦略基盤の一つである。

現在、労働法制については、労使それぞれの立場から意見を踏まえ、労働者派遣法の改正や限定正社員制度など雇用形態のあり方に関する様々な課題が議論されているが、持続的成長には、生産性の向上が不可欠であり、そのためには、労働者が個々の能力を発揮し安心して働くことのできる安定した労働環境づくりが求められる。

よって、国におかれでは、雇用形態のあり方に関する労使双方の意見を十分に踏まえ、持続的成長につながる安心して働くことのできる労働法制を整備されるよう強く要望する。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発する恐れのあるホワイトカラー・イグゼンプションの導入などについては、労働者保護の観点から慎重な対応をすること。
2. 低賃金や低待遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と待遇改善に向けた法改正を行うこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論は ILO の三者構成主義に則って、労働者委員、使用者委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
内閣官房長官 菅義偉様
総務大臣 新藤義孝様
厚生労働大臣 田村憲久様

兵庫県多可町議会議長 河崎一